

北区役所 令和7年度 会計年度任用職員（専門職：保健師、助産師、看護師、歯科衛生士、栄養士、保育士）の登録者募集について

北区役所では、がん集団検診や乳幼児健診等に勤務していただく令和7年度会計年度任用職員（専門職）を募集します。希望する場合は下記により応募をお願いします。

応募資格	<p>（専門職） 保健師、助産師、看護師、歯科衛生士、栄養士、保育士のいずれかの資格を有する人</p> <p>ただし、次のいずれかに該当する人は、応募できません。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またその執行を受けることがなくなるまでの者</li><li>・新潟市職員として懲戒免職処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</li><li>・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、またはこれに加入した者</li><li>・平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）</li></ul>
募集期間	令和6年12月4日（水）から令和6年12月18日（水）まで
登録申込方法について	<p>会計年度任用職員として勤務登録を希望する方は、募集期間内に、北区健康福祉課（025-387-1340）へ連絡の上、下記の書類を北区健康福祉課 健康増進係（10番窓口）に持参してください。後日、面接を行います。</p> <p>面接の結果によっては登録されない場合がありますので、ご承知おきください。</p> <p><b>【提出書類】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・江南区役所会計年度任用職員（専門職）応募用紙（プリントアウトして使用してください。任意の履歴書では受付できません。）</li><li>・資格免許を取得したことがわかる書類の写し</li></ul>
採用について	<p>依頼する業務が生じた際に、登録された方の中から経験や適性等を考慮して連絡します。採用されて初めて会計年度任用職員となりますので、市役所以外の求職活動に制限はありません。</p> <p>なお、登録された全員が採用されるとは限りませんのでご了承ください。</p>
任用期間	業務上、必要な期間（最長で年度末まで）
業務内容	健康診断、健康相談、健康教育等の実施、電話対応、窓口対応、その他事務他

【標準的な会計年度任用職員の勤務条件（令和6年12月1日現在）】

(1) 報酬	保健師	時給 1,291 円～1,490 円
	助産師	時給 1,291 円～1,490 円
	看護師	時給 1,291 円～1,456 円
	歯科衛生士	時給 1,054 円～1,297 円
	栄養士	時給 1,097 円～1,328 円
	保育士	時給 1,143 円～1,288 円
	※時給には地域手当を含みます。 ※本市職員として在職期間がある場合、その職歴に応じて時給を決定します。 期末手当、勤勉手当、通勤手当 等 ※期末手当、勤勉手当は一定の要件を満たす場合に支給します。	
(手当相当分)	午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分の間の 1 時間～7 時間程度 ※勤務日は健診実施日となり、曜日や時間は変動します。 ※勤務月の前月 5 日までにシフト表により勤務日・時間を通知します。	
(2) 一般的な勤務時間	土・日・祝日及び年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日） ※健診の日程により異なる場合があります。	
(3) 休日	年次有給休暇 任期と週当たりの勤務日数に応じて付与されます。 特別休暇（忌引き等）	
(4) 休暇	任用当初の勤務条件により、健康保険・厚生年金保険・雇用保険などに加入となり、保険料の負担が発生する場合があります。	
(5) 社会保険	新潟市の条例による公務災害補償制度、または労働者災害補償保険のいずれか（勤務する所属により異なります）が適用されます。	
(6) 公務災害	地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規定の対象となります。 営利企業等従事（兼業）を行うことができますが、以下の場合は認められませんのでご注意ください。 ・兼業を行うことによって職務の遂行に支障をきたす恐れがある場合（兼業先との所定勤務時間の合計が本市常勤職員の勤務時間を上回る場合など） ・兼業を行うことにより職務の公正を確保できなくなる恐れがある場合 ・兼業を行うことによって新潟市の信用を損なう恐れがある場合	
(7) 服務	地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規定の対象となります。 営利企業等従事（兼業）を行うことができますが、以下の場合は認められませんのでご注意ください。 ・兼業を行うことによって職務の遂行に支障をきたす恐れがある場合（兼業先との所定勤務時間の合計が本市常勤職員の勤務時間を上回る場合など） ・兼業を行うことにより職務の公正を確保できなくなる恐れがある場合 ・兼業を行うことによって新潟市の信用を損なう恐れがある場合	

※上記の条件はあくまでも標準的な例であり、配属される所属等により異なります。

【問い合わせ先】

北区健康福祉課 健康増進係

電 話 025-387-1340

FAX 025-387-1020

メール kenko.n@city.niigata.lg.jp